

## 新公益法人制度のあらまし

—平成20年12月1日から公益法人制度が変わります。—

### 1. 新制度における公益法人の設立

○ 許可制から準則主義（登記）による設立と公益認定制度へ

主務官庁が公益法人の設立を許可する現行の制度が、準則主義（登記のみ）で一般社団・財団法人を設立し、行政庁が公益認定をすることにより公益社団・財団法人となる制度に変わります。

### 2. 既存の公益法人は5年間の経過期間内に新制度へ移行

○ 5年間の移行期間

既存の公益法人は、平成20年12月から平成25年11月までの間に公益社団・財団法人に移行するか、一般社団・財団法人に移行しなければなりません。

日程	移行手順等
平成18年6月 (新法制定) ↓	基本構想の検討 (1) 公益認定基準の点検（監督基準の適合） (2) その他の事項（定款記載事項等）の点検
平成19年9月 (政省令、府令制定) ↓	基本構想の策定 (3) 公益認定基準の再点検 (4) その他の事項の再点検
平成20年4月 (新税法施行) ↓	移行準備作業 (5) 公益財団法人へ移行のための定款案の作成と承認 (6) 移行に向けた役員等の人選 (7) 最初の評議員選任方法に関する議案の作成と承認
平成20年12月 (新法施行) ↓ 移行期間5年間	移行申請手続き (8) 最初の評議員選任方法に関する主務官庁認可申請 (9) (8)の認可を得て最初の評議員を選任 (10) 公益認定申請書類の作成と行政庁への申請 (11) 公益財団法人の登記（公益財団法人の設立）
平成25年11月	移行期間終了

### 3. 新制度の機関（理事会、評議員会）

○ 評議員会が最高の意志決定機関

現行制度では理事会が法人の意志決定機関ですが、新制度では評議員会が理事を選任し、法人の解散や合併の可否を決するなど、法人の最高意志決定機関になります。

ただし、評議員会の決議事項は、法律と定款で定められた事項に限定されます。

○ 理事会は業務執行機関

理事会は日常活動の業務を執行する機関となり、評議員を選任することはできません。

○ 評議員会や理事会は本人出席が前提

評議員会や理事会は本人出席が前提となり、これまでのように代理人出席や委任状採決で定足数を充足することはできなくなります。

(1) 新制度の評議員

- ・ 評議員の選任方法は定款記載事項となり、理事や理事会は評議員を選任することはできません。
- ・ 評議員の資格制限規定が設けられ、犯罪歴等があれば就任できません。
- ・ 評議員の任期は4年、若しくは6年まで延長することが可能です。
- ・ 評議員の賠償責任規定が新たに設けられました。
- ・ 現在の評議員は、公益財団法人が設立された時点で退任することになります。

(2) 新制度の理事

- ・ 理事は評議員会で選・解任されます。
- ・ 理事の中から代表理事を選ぶ必要があります。
- ・ 理事の資格制限規定が設けられ、犯罪歴等があれば就任できません。
- ・ 理事の任期は2年ですが、短縮することができます。
- ・ 理事の賠償責任規定が新たに設けられました。

(3) 新制度の監事

- ・ 監事は評議員会で選・解任されます。
- ・ 監事の資格制限規定が設けられ、犯罪歴等があれば就任できません。
- ・ 監事の任期は4年で2年まで短縮することができます。
- ・ 監事の賠償責任規定が新たに設けられました。

4. 公益財団法人の登記

○ 公益認定基準

移行の認定の申請をした財団法人は、基準を満たせば、行政庁から公益財団法人として認定を受けることとなります。

(注) 主務官庁が恣意的に判断することができる設立許可制と異なり、公益認定基準が法律に明記され、行政庁に設けられる民間人で構成する公益認定等委員会で認定審査を行う。

○ 解散と新設の登記

行政庁から移行の認定を受けた財団法人は、既存の財団法人の解散と公益財団法人（名称も「公益財団法人」に変更）の設立の登記を行い、新しい公益財団法人となります。